

平成27年6月25日

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号  
**ユナイテッド株式会社**  
代表取締役会長 早川 与規

## 第18回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第18回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

### 報告事項

1. 第18期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
本件は、上記の内容及びその監査結果についてご報告申しあげました。
2. 第18期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件  
本件は、上記の内容についてご報告申しあげました。

### 決議事項

#### 第1号議案

剰余金の配当の件

本件は、原案どおり承認可決され、期末配当金は1株につき4円と決定いたしました。

これにより、通期の配当金は1株につき5円となりました。

#### 第2号議案

定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
(取締役の責任免除) 第27条 1. (省略) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規程により、 <u>社外</u> 取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(取締役の責任免除) 第27条 1. (現行通り) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役 ( <u>業務執行取締役等であるものを除く。</u> )との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
(監査役の責任免除) 第36条 1. (省略) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外</u> 監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(監査役の責任免除) 第36条 1. (現行通り) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

以 上

### 期末配当金お支払いについてのご案内

第18期期末配当金は、同封の「第18期期末配当金領収証」によりお支払いいたしますので、お近くのゆうちょ銀行全国本支店および出張所並びに郵便局（銀行代理業者）で、払渡期間内（平成27年6月26日から平成27年7月31日まで）にお受け取りください。

なお、お振込先をご指定の株主様には、「配当金計算書」及び「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の株主様には「配当金計算書」及び「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

(株式数比例配分方式を選択された場合は、お取引の証券会社等がお受け取り先となりますので、証券会社毎の明細照会、およびご指定内容の変更・訂正などにつきましては各証券会社等あてご連絡ください。)